

※平成13年3月現在の法令等に即した内容となっています。

※個々の事例は、必ずしも事案の内容の全部を十分に表現しているとはいえないため、類似事案に応用する場合には慎重を期する必要があります。

144 通則法第65条第5項に規定する「調査」の意義(1)

【照会要旨】

通則法第65条第5項に規定する「調査」とは、同法第24条に規定する更正のための調査に限られるのか。

【回答要旨】

通則法第65条第5項に規定する「調査」とは、同法第24条に規定する更正のための任意調査に限らず、同法第23条第4項に規定する更正の請求に基づく調査や国税犯則取締法上の強制調査なども含まれる。

【関係法令通達】

通則法 65⑤

昭和46年8月9日裁決